4　法第20条第4号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波等による被害を受けたことなどから、津波、高潮による被害の危険性が極めて高い状況にある本件区間及びその周辺について、その被害を軽減し、周辺住民の生命及び財産を保全するため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、大槌町より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　岩手県上閉伊郡大槌町役場

第6　収用又は使用の手続きが保留されている起業地　岩手県上閉伊郡大槌町港町、安渡二丁目、安渡三丁目及び大槌第30地割字釜の上地内

○関東地方整備局告示第三百九十四号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月十一日　関東地方整備局長　石川　雄一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百六十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
横浜市栄区公田町字茶別当二三一七番四三から同市栄区公田町字茶別当一一六番二まで	前	三一・〇二～一二九・三八	メートル
	後	六一・〇〇～一二九・三八	メートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

○北陸地方整備局告示第百三十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月十一日　北陸地方整備局長　藤山　秀章

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
魚津市吉野三五八番一から滑川市大掛字松ヶ窪三〇番一九まで	前	二七・三〇～八一・〇〇	メートル
	後	二七・三〇～八二・二〇	メートル
		一・三六五	キロメートル
		一・三六五	キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第百三十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月十一日　北陸地方整備局長　藤山　秀章

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	魚津市吉野七九三番から滑川市大掛字辺島一七六番三まで	北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年十二月十一日

○北陸地方整備局告示第百三十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月十一日　北陸地方整備局長　藤山　秀章

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十七号及び三百五十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
南魚沼郡湯沢町大字神立三九九六番一から同町大字神立三九九一番一まで	前	二九・〇一～三八・二九	メートル
	後	三六・八五～三八・二九	メートル
		〇・〇一六	キロメートル
		〇・〇一六	キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○北陸地方整備局告示第百三十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月十一日　北陸地方整備局長　藤山　秀章

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十七号及び二百九十一号	魚沼市佐梨字居平七八八番五から同市佐梨字居平七五五番一まで	北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年十二月十一日

○近畿地方整備局告示第百九十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月十一日　近畿地方整備局長　山田　邦博

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
尼崎市東本町一丁目七一番四から神戸市灘区岩屋南町三番まで	前	五〇・〇〇～一四四・〇〇	メートル
	後	五〇・〇〇～一四四・〇〇	メートル
		二〇・一五一	キロメートル
		二〇・一五一	キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所